

「金融再生プログラム」の実施状況

平成15年4月22日現在

項 目	実施状況
1. 新しい金融システムの枠組み	
(1) 安心できる金融システムの構築	
(ア) 国民のための金融行政	
(イ) 決済機能の安定確保	「預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」を公布(12月18日)。
(ウ) モニタリング体制の整備	「金融問題タスクフォース」を設置(12月27日)。これまでに5回開催。
(2) 中小企業貸出に対する十分な配慮	
(ア) 中小企業貸出に関する担い手の拡充	・ 銀行免許認可の迅速化について直ちに対応。 ・ 中小企業貸出信託会社について検討中。あわせて、信託業について、金融審議会の「信託に関するワーキンググループ」において検討中。
(イ) 中小企業再生をサポートする仕組みの整備	RCCにおいて、中小企業再生型信託スキームを創設(11月22日)。
(ウ) 中小企業貸出計画未達先に対する業務改善命令の発出	平成14年度健全化計画から適用。
(エ) 中小企業の実態を反映した検査の確保	・ 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」等で得た情報を活用し、中小企業の経営実態に応じた検査を実施。 ・ 検査マニュアル別冊(中小企業融資編)に関する説明会等の集中的実施。
(オ) 中小企業金融に関するモニタリング体制の整備	
「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」の創設	金融庁(10月25日)・財務局等(11月1日)に開設。PR用チラシを地方自治体、商工会・商工会議所等に配付。
「貸し渋り・貸し剥がし検査」の実施	・ ホットラインで得た情報を整理・分析し、検査・監督で活用。 ・ 重大な問題があると判断される場合には、その金融機関に対して報告を徴求するほか、必要があれば検査を実施し、適切な行政処分。
(3) 平成16年度に向けた不良債権問題の終結	
(ア) 政府と日銀が一体となった支援体制の整備	
日銀特融による流動性対策	必要な場合には、直ちに対応。
預金保険法に基づく公的資金の投入	必要な場合には、直ちに対応。
検査官の常駐的派遣	「『特別支援金融機関』に対する経営監視について」を公表(4月4日)。
(イ) 「特別支援金融機関」における経営改革	
経営者責任の明確化	厳しく対応する方針。
適切な管理方法(「新勘定」、「再生勘定」)	「管理会計上の勘定分離の仕組みの整理について」を公表(4月4日)。
事業計画のモニタリング	「金融問題タスクフォース」を設置(12月27日)。
(ウ) 新しい公的資金制度の創設	金融審議会に「公的資金制度に関するワーキンググループ」を設置(12月19日)。これまでに5回開催。

項 目	実施状況
2．新しい企業再生の枠組み	
(1) 「特別支援」を介した企業再生	
(ア) 貸出債権のオフバランス化推進	的確に対応。財政的措置については、ＲＣＣによる53条買取に係る収支状況を見極めながら検討。
(イ) 時価の参考情報としての自己査定を活用	預保・ＲＣＣにおいて、「金融再生法第53条買取りに際しての時価についての考え方」を公表(12月20日)。
(ウ) ＤＩＰファイナンスへの保証制度	「中小企業信用保険法の一部を改正する法律」を施行(12月16日)。
(2) ＲＣＣの一層の活用と企業再生	
(ア) 企業再生機能の強化	ＲＣＣにおいて、「ＲＣＣの企業再生機能の強化について」を公表(11月22日)。
(イ) 企業再生ファンド等との連携強化	預保・ＲＣＣにおいて、「保有債権の流動化・証券化についての基本的な考え方」を公表(12月20日)。
(ウ) 貸出債権取引市場の創設	全国銀行協会において、「貸出債権市場協議会報告書」を公表(3月28日)。
(エ) 証券化機能の拡充	預保・ＲＣＣにおいて、「保有債権の流動化・証券化についての基本的な考え方」を公表(12月20日)。
(3) 企業再生のための環境整備	
(ア) 企業再生に資する支援環境の整備	・産業再生・雇用対策戦略本部で関係府省に要請(11月12日)。 ・経済産業省において、「早期事業再生ガイドライン」を公表(2月26日)。 ・「産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律」を施行(4月9日)。
(イ) 過剰供給問題等への対応	
(ウ) 早期事業再生ガイドラインの策定	
(エ) 株式の価格変動リスクへの対処	
(オ) 一層の金融緩和の期待	——
(4) 企業と産業の再生のための新たな仕組み	・産業再生・雇用対策戦略本部において、「企業・産業再生に関する基本指針」を決定(12月19日)。 ・「株式会社産業再生機構法」を公布(4月9日)。同機構設立(4月16日)。
3．新しい金融行政の枠組み	
(1) 資産査定の厳格化	
(ア) 資産査定に関する基準の見直し	
引当に関するＤＣＦ的手法の採用	・日本公認会計士協会において、「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法(ＤＣＦ法)が採用されている場合の監査上の留意事項」を公表(2月25日)。 ・検査マニュアルを改訂・公表(2月25日)。
引当金算定における期間の見直し	・日本公認会計士協会において、「銀行等金融機関の正常先債権及び要注意先債権の貸倒実績率又は倒産確率に基づく貸倒引当金の計上における一定期間に関する検討」を公表(2月25日)。 ・検査マニュアルを改訂・公表(2月25日)。
大口債務者に対する銀行間の債務者区分の統一	平成15年1月よりスタートする検査から適用。
デット・エクィティ・スワップの時価評価	取引の時期を問わず、時価評価を適用することを主要行(11月11日)、日本公認会計士協会(11月12日)に要請。

項 目	実施状況
再建計画の厳格な検証	「再建計画検証チーム」を設置（12月24日）し、平成15年1月以降の検査において検証。
担保評価の厳正な検証	主要行に法定鑑定評価の運用の強化と法定鑑定の明確化および自行評価（子会社評価を含む）の運用の強化を要請（3月14日）。
（イ）特別検査の再実施	主要行に関し、平成15年3月期決算に向けて実施。
（ウ）自己査定と金融庁検査の格差公表	主要行の自己査定と検査結果の格差を公表(11月8日)。
（エ）自己査定の是正不備に対する行政処分の強化	事務ガイドラインの改正を公表（12月10日）。
（オ）財務諸表の正確性に関する経営者による宣言	金融審議会の報告（12月16日）を踏まえ、一般上場企業等を対象として内閣府令を改正、主要行に平成15年3月期決算からの実施を要請（3月31日）。
（２）自己資本の充実	・関係府省に要望（11月7日）。 ・平成15年度与党税制改正大綱において、「繰延税金資産の取扱いをはじめ、金融行政、企業会計制度を含む全体としての対応策とあわせ、税制上の措置についても検討を続ける」とされた（12月13日）。
（ア）自己資本を強化するための税制改正 引当金に関する新たな無税償却制度の導入	
繰戻還付金制度の凍結措置解除	
欠損金の繰越控除期間の延長検討	
（イ）繰延税金資産に関する算入の適正化	・厳正な評価について主要行に要請（11月11日）。 ・金融審議会の「自己資本比率規制に関するワーキンググループ」において検討中。これまでに3回開催。
（ウ）繰延税金資産の合理性の確認	日本公認会計士協会において、会長通牒「主要行の監査に対する監査人の厳正な対応について」を公表(2月25日)。
（エ）債務者に対する第三者割当増資部分の検討	事務ガイドラインの改正を公表(2月21日)。
（オ）銀行の自己資本のあり方に関する考え方の整理	金融審議会の「自己資本比率規制に関するワーキンググループ」において検討中。これまでに3回開催。
（カ）自己資本比率に関する外部監査の導入	主要行等に対して、平成15年3月期末より、自己資本比率の算定に関し、外部監査を受けることを要請(4月4日)。銀行法施行規則等を改正(4月14日)。
（３）ガバナンスの強化	・日本公認会計士協会に要請（11月12日）。 ・日本公認会計士協会において、会長通牒「主要行の監査に対する監査人の厳正な対応について」を公表(2月25日)。
（ア）外部監査人の機能	
（イ）優先株の普通株への転換	「公的資本増強行（主要行）に対するガバナンスの強化について」を公表（4月4日）。
（ウ）健全化計画未達先に対する業務改善命令の発出	
（エ）早期是正措置の厳格化	事務ガイドラインの改正を公表（12月10日）。
（オ）「早期警戒制度」の活用	事務ガイドラインの改正を公表（12月10日）。
４．今後の対応	・金融審議会において、報告書「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」を公表(3月27日)。 ・「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を公表（3月28日）。